

III 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

須坂市子ども子育て事業計画の上位計画にあたる第6次須坂市総合計画基本構想では、目標のひとつに「子どもの個性と力がのびのび育つ教育のまち（基本目標③）」を掲げています。この中で、基本目標を実現するために「安心して子育てができる地域の子育て力の強化やワンストップの子育て支援により、子どもがのびのび育ち、子育て世代に選ばれるまちを目指します。」としており、具体的な施策として「切れ目がない子育て支援の充実」を掲げています。「切れ目がない」とは、保護者の立場からは妊娠期から子育て期にかけて、子どもの立場では乳幼児期から学童期、青年期とライフステージが変わっても支援が滞ることのないことです。

そこで、須坂市第2期子ども子育て支援事業計画を継続した計画とすることが重要であることから、3つの基本理念を第3期も継承します。

- ① 子どもを安心して産み育て、地域みんなで子育てを支えるまち
- ② 一人ひとりの子どもが、夢と希望に向かって生き生きと育つまち
- ③ 家庭生活・仕事が安心して実現できる、子育てを応援するまち

2022年4月に「こども基本法」では、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して法律が施行されました。

子どもたちが健やかに成長でき、幸せで、子育てを担う保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるまちを目指し、取り組みを進めてまいります。

2 計画の基本目標

① 子育て家庭を支えるニーズに沿った支援の推進

保護者が自身の自己肯定感を持ちながら子育てをし、保護者同士や地域社会との繋がりの中で、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができることが重要です。

家庭の形態が多様化している現状やニーズを踏まえ、保護者が妊娠期から出産、乳幼児期など育児や養育についての子育て相談窓口や情報提供の充実など、子育て家庭の孤立や負担感を軽減し、子育て家庭を支えるニーズに沿った支援を推進し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

② 子どもの健やかな育ちを支える環境の整備

幼児期は、情緒的な安定や他者への信頼感の醸成、また、集団生活等により社会性を身に着け、豊かな感性、好奇心、探究心や思考力が養われる重要な時期です。

国は、2023年12月に「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」の中で、「子どもの誕生前から幼児期まで」は、人の生涯にわたるウェルビーイング※の基盤となる最も重要な時期である。全世代の全ての人でこの時期から子どものウェルビーイング向上を支えていくことができれば、『こどもまんなか社会』の実現へ社会は大きく前進する。これは社会全体の責任であり、全ての人のウェルビーイング向上につながる。」と記載しています。

本市ではこの重要な時期の、子どもの健やかな育ちを支えるため、家庭・地域・企業と連携を図り、多様な関わりによる豊かな体験機会を提供するとともに、保育の専門性の向上、施設設備の良質な環境の確保、発達段階に応じた教育・保育の提供を目指します。

また、保育士、幼稚園教諭や教職員が教育・保育に対しての相互理解を深めるため「幼保小連携」をそれぞれの立場で積極的に連携・実施し、児童が幼稚園・保育所等から小学校生活へのスムーズな繋ぎを継続して推進します。

※ ウェルビーイング … 全ての子どもの生涯にわたる身体的・精神的・社会的な観点での包括的な幸福

③ 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援

子どもの育ちは、それぞれの個性や発達段階によってさまざまであり、子どもを取り巻く環境からも極めて大きな影響を受けます。特に、虐待、貧困など家庭の状況によって社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族には、早急な対応が必要です。

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。須坂市では虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援の強化を「こども家庭センター」が中心となって須坂市要保護要支援地域協議会、関係機関ともに推進します。

また、子どもの貧困への対策も喫緊の課題であり、国のことども大綱では「子どもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、子どもの貧困に対する社会の理解を促進する」と明記しており、須坂市においては、行政・地域・企業などが連携して実施してまいります。

さらに、ヤングケアラー※が社会問題となっています。ヤングケアラーは子ども個人の権利に重大な侵害が生じるおそれがあり、関係機関や支援者が情報共有・連携して、早期発見に把握をし、必要な支援につなげる体制を検討し、実施します。

障がいや疾病のある子どもには、その子に応じた適切な対応や発達を促していくことが必要です。障がいのある子ども・若者の地域社会への参加を推進し、発達や将来の自立、社会参加にむけて必要な支援を推進します。

※ヤングケアラー … 大人が担うと想定されている家事や家族の世話などケアの責任を日常的に行っている子どもや18歳未満の若者。

④ 仕事と生活の調和がとれる社会づくり

「子育て世帯アンケート調査結果報告書」において、職場における子育てに対する理解が定着している中で、子育てに理解がないと感じている人の割合も男女ともに一定数います。「子育てに対して理解

「がない」と感じる理由について、「子育てと就労が両立できる制度がなかった」という回答が 32.7%と最も高く、この傾向は、母親に比べ父親において高くなっています。育児・介護休業法の改正など制度や社会の理解が必要です。

また、子育てと就労の両立を考えた場合に「大変なこと」や「不安なこと」の設問では、「子どもが病気の時に預けるところがない」という回答が 40.5%と最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」が 38.8%、「育児と仕事で手一杯で、家事に手が回らない」が 37.2%、「急な残業の時、子どもの世話をしてくれる人がいない」が 23.6%となっており、子育て支援サービスの充実が求められている現状があります。

核家族世帯が増加し、また共働き家庭が増える中、「子育てと就労の両立をしていくため、企業に期待する取り組み」は、半数以上が「柔軟な働き方に関する各種制度が取得しやすい職場の理解の醸成」が 63.8%、「柔軟な働き方の推進」が 62.2%を挙げおり子育てを理由に柔軟な働き方を希望していくても、職場環境が整っていないと感じている現状があります。

「子育てと就労の両立をしていくため、行政に期待する取り組み」では「地域における子育て支援の充実」が 56.3%と最も高く、働きながら安心して子どもを産み育てることができるように引き続き子育て支援の充実を強化し、行政・地域・企業が連携した「子どもは宝プロジェクト」を推進してまいります。

3 計画の推進体制と進捗管理

子どもや家庭を支えるために、庁内の関係部局が連携して、本計画に掲げた施策を総合的に推進する必要があり、庁内組織の「子ども子育て庁内連絡会議」を設置し、子どもや家庭に関する情報や課題を共有して各施策の充実を図るとともに、部局間の連携強化を進めます。

また、「子ども子育て庁内連絡会議」では、「事業の実施状況の確認」と「計画に基づく施策の推進」について協議を行い、評価を含めた進捗管理を行います。

また、計画の期間中に起こりうる新たな課題に対して「須坂市子ども子育て会議」の意見を踏まえながら、課題解決に向けて取組を推進していきます。